

## 四半期報告書セミナーの開催



財務会計基準機構（FASF）では、平成23年9月5日（月）～9月14日（水）にかけて、東京（3回）、金沢、大阪、福岡、札幌、名古屋、高松、広島、仙台の9か所11会場で四半期報告書のセミナーを開催し、参加者は3,400名を超えました。

当セミナーでは、まず、金融庁総務企画局企業開示課より「ディスクロージャー制度をめぐる最近の動向等」として、有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項及び重点審査、内部統制報告制度の見直し、開示書類の虚偽記載に対する課

徴金の事例について説明が行われました。

次に、FASFより本題の「平成23年9月第2四半期提出用 四半期報告書作成上の留意点」（以下「テキスト本」という。）について、四半期報告書の簡素化に伴う改正点、第1四半期のテキスト本の記載内容との相違点や、第1四半期のテキスト本に関してFASFに寄せられたご質問の一部や留意点を中心に、説明を行いました。

第2四半期における簡素化に伴う主な改正点として、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載が必要であることや、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書の記載は任意である点について説明を行いました。

また、第1四半期のテキスト本の記載内容と相違する点として、「主要な経営指標等の推移」におけるキャッシュ・フロー及び1株当たり四半期純損益金額の記載の追加、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるキャッシュ・フローの状況についての記載、「大株主の状況」の記載、第2四半期において会計方針の変更を行った場合の「会計方針の変更等」の記載や、四半期連結貸借対照表関係、四半期連結損益計算書関係、金融商品関係等の注記の記載等について解説を行いました。

さらに、FASFに寄せられたご質問や留意すべき点として、四半期包括利益に係る数値や注書きの記載をはじめ、追加情報、注記事項の記載方法の変更や、セグメント情報に関する事項について紹介しました。

なお、FASFでは、来年4月の初旬から中旬にかけて「平成24年3月期提出用 有価証券報告書作成上の留意点」のセミナーを開催する予定です。詳細が決まり次第、当財団のホームページ等でご案内します。

